経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 課長 稲邑 拓馬様

> 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN(MEJ) 理事長 近藤 達也

医療滞在ビザ発給に係る要望書

拝啓 平素より大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、弊法人は日本への医療インバウンドを健全に発展させるべく推進する立場から、日頃の業務にて医療渡航に係る関係者(医療機関、医療渡航支援企業、またそれらを通じた渡航受診者)の意見・要望に触れてまいりました。

日本への医療渡航に関する入国制限や医療滞在ビザ発給に関する諸条件等について、医療渡航支援企業、医療機関の計 23 企業・施設にヒアリングし、医療渡航支援企業を主たる会員とする医療渡航フォーラム(正会員 40 社)にも意見募集を行い、まとめた結果を、下記及び別紙のとおり要望いたしますので、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

要望1 十分な感染対策を前提とした医療滞在ビザ保有者の優先的な入国制限緩和

要望2 医療滞在ビザ発給に係る申請諸条件の開示と各在外公館における運用の統一

以上

(別紙) 医療滞在ビザ発給や隔離期間に係る、医療機関・医療渡航支援企業からの声と要望

本要望書の背景

現在は、下記 2 点に類別される課題により、日本で医療を希望する渡航者の来日が難しい状況である。日本の医療で QOL が改善することが見込まれると日本の医師が判断しているにも関わらず入国できないことや医療ビザを申請できないことは、患者にとってまさに死活問題であり、人道上憂慮すべき事態であると考える。

渡航受診希望者の病状及び長い移動に伴うリスクへの対策、また日本の医療体制の維持 及び受入医療機関の合意を前提としたうえで、下記を要望する。

要望1 医療滞在ビザ保有者に対する入国制限の特例緩和措置についての要望

(問題点と要望)

現在、コロナ禍において、医療滞在ビザに対する入国制限の規定が見当たらず、ビジネストラックなど他の特例緩和措置の運用で対応している。しかし、医療という特異な性質上、以下のような医療目的による来日に関し、医療滞在ビザ独自の特例措置の設定を望む。

① 渡航制限下で発給した医療滞在ビザの有効性の明示(以下例)

2020 年 3 月、既存のビザが凍結されたものの、それ以降に発給された医療滞在ビザは有効であると認識している。しかし、コロナ禍により実態的には来日できない状況であり、ビザが無効と判断されてしまうなど、その有効性が周知されていないと思われる。 凍結日以降に発給されたビザの有効性を周知するなど、一定の指針を示していただきたい。

② 入国時に特別に準備する書類等の明示(医療滞在ビザ保有者がスムーズに入国できるために必要な書類等)(以下例)

前項で示された指針に基づき医療滞在ビザの有効性が周知された場合、入国のために必要とされる特別な書類等があれば明示していただきたい。例えば、医療機関作成のレターや身元保証機関作成の来日期間中の活動計画書などが考えられる。

③ 入国後の待機要請に関する特例措置(以下例)

来日目的に緊急性を有する医療渡航において、現制度の検疫所長が指定する場所での 14日間の待機要請は来日患者の生命に影響する。そのため、一定条件下による 14日間 待機の免除、もしくは、待機要請に関する緩和処置(入国後直ちに受入先医療機関へ移動し、受入医療機関自体を待機場所として許可するなど)をお願いしたい。

(問題点と要望)

平常期の医療滞在ビザ発給状況からみると、申請に際し、追加の資料提出を求められるケースが散見される。日本で受診することの必然性と緊急性をより厳格に審査することがその目的と思われるが、数々の事例にもあるように、各在外公館でその運用に差があり、申請者の準備に混乱をきたしているため、以下の対策を望む。

- ① 各在外公館の申請受理の条件(必要な追加書類やプロセスなど)の統一 来日目的から迅速性が求められるため、各在外公館における申請時必要書類やプロセスの統一化をいただきたい。また、必要な追加書類が整備されていることを条件とし、 平常期と変わらぬプロセスでの発給を望む。
- ② コロナ禍において特別に追加となる申請書類の明示(以下例)
 - ・受入医療機関による「緊急性と必然性を説明したレター」
 - ・身元保証機関作成による「来日期間中の国内活動計画書」など

本要望に関連する事例

- ・多くの渡航受診者は診療のための早期の訪日を希望している。特に、日本で手術ができるがん患者、日本で定期的なフォローアップを受けていたがん患者、日本で定期的に健康診断を受けている受診者が、日本側の入国制限解除を待ちわびている。(→要望 1)
- ・日本での治療を希望し、日本の医療機関も受入れを同意しているがん患者が医療滞在ビザを申請し発給されたが、その後の入国制限ため来日ができなかった。がん患者であり 14 日間の隔離期間が心配で来日が果たせず、亡くなってしまった。(→要望 1)
- ・日本への医療渡航希望の問合せを受けるが、入国制限、医療滞在ビザの発給の困難さ、入 国時に14日間の隔離が課されることによる病状への悪影響を懸念し、来日を断念している。 (→要望1,2)
- ・医療滞在ビザは入国制限の対象とはなっていないが、審査のプロセス、必要資料が増え平常時に対し 2 倍程度の時間が掛かるなど、医療滞在ビザの発給を受けることが非常に難しくなっている。(→要望 2)
- ・日本での手術を予約した肺がん患者の医療ビザ申請に対し、ある在外公館からビザ発給は 無期限延期といわれ、病状が悪化し、日本での手術を断念せざるを得なかった。結腸がんの 手術後再発し、日本で抗がん剤治療を望む患者の医療ビザ申請に対しても発給がされてい ない。(→要望 2)

- ・中国のビザ申請においては指定の申請代理店を通じることとなっているが、その申請代理店から、「現状においては、医療ビザ申請を代理店で預かることはできるが、在外公館に提出することができない」と言われてしまっている。(→要望 2)
- ・医療滞在ビザの申請にあたってはまずメールや FAX で提出し、緊急度や受入医療機関等を勘案した結果、在外公館、外務省の審査を経て、その後申請原本を持参し押印してもらうというように、申請のプロセスが 2 段階となり、平常時に対し多くの時間が掛かる。(\rightarrow 要望 2)
- ・ある在外公館から、医療滞在ビザの申請受付には「日本でしか治療ができない」という理由が必要と言われている。一方で、他の在外公館から、中国国内の医療機関から「中国で治療ができない」旨を記載した理由書を提出するように求められた。両国の医療機関からの書類が必要な場合もあり、手続きが統一化されていない。(→要望 2)
- ・医療滞在ビザの申請にあたり、ある在外公館から、受入医療機関が発行する「訪日の緊急性と必要性を証明する書類」を求められ提出したが、更に病状・危険性・緊急性・中国で治療できない理由の提出を求められた。また「危険性が高い」という表現では理由にならないと言われ、治療による生存率・転移を防ぐことのできる確率等のエビデンスを求められ提出した。都度追加での対応を求められており、手続きに非常に時間が掛かっている。(→要望2)
- ・継続的に日本で治療を受けていた患者が、訪日できず中国で治療を受けており病状が悪化 (がん転移)している。そのため主治医が早期来日の必要ありと判断したが、ある在外公館 から理由・必要性が不十分であり、転移の意味・危険性などを示すよう要求された。更に中 国の病院の証明書を求められており、提出すべき申請書類や見解の統一性がみられない。 (→要望 2)